



★警備業者の みなさまへ★

～警備業法、同法施行規則の一部改正について～

令和6年4月1日から認定証が廃止されることに伴い、認定証等に代わるものとして事業者が自ら標識を作成し、主たる営業所の見やすい場所に掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合等を除き、当該事業者のウェブサイトに掲示することにより公衆の閲覧に供しなければならないとされました。

「認定の通知方法、標識の掲示等に関するQ & A」を作成しましたので、参考にしてください。

問1 認定証が廃止されることになりましたが、認定証の代わりとなる標識を作成するにあたり、必要な項目は通知してもらえますか。

(答) 通知の方法は口頭又は新たに定める書式を使用し通知する予定です。

問2 既に公安委員会から交付を受けている既存の認定証は回収されますか。

(答) 回収する予定はありませんが、返納希望で主たる営業所を管轄する警察署に認定証を持参された場合は回収させていただきます。

問3 既存の認定証の交付を受けている警備業者は、主たる営業所に当該認定証を掲示していれば問題はないでしょうか。

(答) 令和6年4月1日以降、既存の認定証しか掲示していない場合は、法令の要件を満たしていないこととなります。(標識掲示義務違反)

警備業者において、改正後の警備業法施行規則に規定する様式の標識を新たに作成の上、掲示してもらう必要があります。

問4 作成する標識は縦向きでも横向きでも構いませんか。
また、作成する標識は紙に限定されるのでしょうか。

(答) 標識は、改正後の警備業法施行規則の様式(別記様式第2号)において、用紙の大きさはA4と規定されていますので、標識は紙で作成することになります。

向きについては、縦でも横でも構いません。

標識の枠の長さについては規定がありませんが、可能な限り見やすくなるように作成をお願いします。

問5 標識の掲示義務が除外されるのはどのような場合でしょうか。

(答) 全ての警備業者が主たる営業所の見やすい場所に標識を掲示するとともに、除外規定に該当する場合を除き、自社が管理するウェブサイトに標識を掲示しなければなりません。

除外規定は、

① 常時使用する従業者の数が5人以下の場合

又は

② 当該警備業者が管理するウェブサイトを有していない場合のいずれかに該当する場合となります。

「従業者」の定義については、労働基準法第20条に規定される「予め解雇の予告を必要とする者」になります。

したがって、会社役員や個人事業主は、ここにいう従業者には該当しませんが、警備員以外の営業マン、事務員等も従業者に該当することとなります。

また、自社で管理せず、ウェブサイトの運営を他社に委託している場合であっても、掲示義務は除外されません。

問6 ウェブサイトへの掲示の方法について

(答) 一般的な方法として、

- トップページに、標識を縮尺表示したものを表示する方法
- 「標識はこちら」等と表示して、PDF等に変換した標識データを表示させる方法

が考えられます。

問7 認定の有効期間については変更はありませんか。

(答) 認定の有効期間は認定の通知を受けてから5年に変更はありません。

令和6年4月1日からは、認定証の代わりとなる標識を作成し、主たる営業所の見やすい位置に掲示しましょう。



忘れずに掲示しましょう！

鳥取県警察本部生活安全部
生活安全企画課許可指導係
電話0857-23-0110（代表）